

軽自動車税(種別割)

各種手続き

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者に課税されます。廃車、譲渡、住所地の変更などは、申請が必要です。

注3月31日(火)までに廃車手続きが行われていないと、翌年度分の軽自動車税(種別割)が課税されます。

▽原動機付自転車(125cc以下)

▽小型特殊自動車

▽特定小型原動機付自転車(電動キックボード)

持ナンバープレート・軽自動車税(種別割)原動機付自転車申告済証・本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)

軽自動車(軽三輪・軽四輪)

問軽自動車検査協会 大阪主管事務所・高槻支所(高槻市大塚町4-20-1)

TEL050-3816-1841

軽二輪(126cc~250cc)

二輪小型(251cc以上)

問近畿運輸局大阪運輸支局(寝屋川市高宮栄町12-1)

TEL050-5540-2058

障がい者減免制度

身体障がい者手帳などを持っている人の所有・利用する車両は、軽自動車税(種別割)の減免を受けられる場合があります。

申請時の必要書類などは、問い合わせください。

注毎年度減免申請が必要。

令和8年度減免申請期間

時 2月2日~6月1日(月)

他市へ転出した場合

4月1日までに他市へ転出する場合、守口市での減免不可。

注2~3月に減免申請を完了した車両も減免対象外。

新住所地所管の市町村、近畿運輸局大阪運輸支局、軽自動車検査協会などの住所変更の手続きを4月1日(水)までに行ってください。

問課税課税政担当

TEL06-6992-1458

原動機付自転車Q&A

Q.3月に原動機付自転車(原付バイク)を廃品回収業者に処分してもらった。後日、軽自動車税(種別割)の納税通知書が届いたが、なぜか?

A.自身で廃車手続きをしないまま業者などに原付バイクを引き渡した際、その業者(引き受け人)が廃車手続きを行っていない場合、登録上の所有者または使用者に軽自動車税(種別割)の納税義務が発生します。注意してください。

手続きにつき信頼できる人以外にバイクの引き渡しなどをする場合は、あらかじめ自身で廃車手続きをしておくことが確実です。

問課税課

TEL06-6992-1458

納税には便利な口座振替を

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税および軽自動車税(種別割)の納税には、便利な口座振替を利用してください。

令和8年度分

口座振替の申し込みや変更

申3月31日(火)までに納税課または市内金融機関など

備納税課窓口でキャッシュカードのみで簡単に口座振替の登録手続きができます。詳細は問い合わせください。

問納税課

TEL06-6992-1851

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者が「払い過ぎた保険料や医療費を返金する」と口座情報を聞き出したり、「還付金があるため、ATMで直接手続きを行ってほしい」「今日でないと手続きができない」と銀行やコンビニなどのATMに誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺が多く発しています。

市では、還付金がある場合、皆さんに文書で通知を行っています。電話で、ATMでの手続きをお願いすることは絶対にありません。

このような不審な電話には、絶対に応じないでください。

問保険課

TEL06-6992-1545

知っていますか? 固定資産税

固定資産税は、不動産を売買したとき、賦課期日(毎年1月1日)時点に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人に課税されます。従って、1月2日以降に売買などで所有権を移転した場合も、1月1日時点の所有者が納税義務者です(建物を取り壊された場合も同様)。

不動産の売買契約の際に、固定資産税の一部を買主が負担する旨の契約を結ばれることがあります。これはあくまでもその売買契約に基づくもので、固定資産税の課税とは関係ありません。

備このような契約に関連して、「固定資産税はいつからいつまでの税金なのか」という質問を受けることがあります。固定資産税にはそういう規定はありません。

問課税課資産税担当

TEL06-6992-1474

市税の納付忘れていませんか

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税および軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し差押、公売などを行っていくことになります。

また、大阪府域地方税徴収機構※へ引き続き参加し、連携を図りながら、厳正な滞納整理を推進します。決して放置したり、後回しにせず、自主的に市税を納付してください。

※大阪府域地方税徴収機構…大阪府および府内39市町村(令和7年度現在)で構成される組織。住民税をはじめとした地方税の滞納整理推進のために設立。

問納税課

TEL06-6992-1852~1854

個人市民税・府民税の申告

個人市民税・府民税(以下「個人住民税)申告期限

3月16日(月)まで

追加申告が必要な人

▽年金受給者で、国民健康保険料を年金からの天引きせず、別途、納付書で納付した場合などは、社会保険料控除の追加申告が必要。

▽令和7年中に無収入、収入があっても個人住民税が非課税となる人は申告不要ですが、課税証明書が必要な場合などは、個人住民税の申告書を提出。

申告が不要な人

▽税務署へ確定申告書を提出する、勤務先で年末調整をした人など給与以外の所得がない。

▽無収入、個人住民税が非課税

申告方法

窓口・郵送(課税課市民税担当窓)

時 2月2日~3月16日(月)

9:00~17:30(土・日・祝除く)

注3月1日(日)10:00~15:00は開庁

申告に必要なもの

▽個人住民税の申告書

▽収入を証明する書類(給与や公的年金などの源泉徴収票や、収入内訳書など)

▽所得控除を証明する書類(社会保険料の支払証明や、生命保険料などの控除証明書、医療費の明細書など)

▽本人確認ができるもの(①または②のうち2点の提示)

①顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証・身体障がい者手帳・学生証など)

②顔写真の無い公的な証明書(年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・資格確認書)

備昨年、個人住民税の申告をした人は、申告書を送付します。(2月初旬予定)新たに個人住民税の申告書が必要な人は、課税課市民税担当へ連絡してください。

なお、所得税の確定申告や還付申告は、市役所では受け付けできません。**問**課税課市民税担当 **TEL**06-6992-1456

70歳以上高額療養費(外来年間合算)支給申請

対以下、すべてに該当する人

▽70歳以上の守口市国民健康保険加入者

▽令和7年7月31日時点で高額療養費の自己負担限度額の区分が一般または低所得

▽「合算対象期間※の外来診療の自己負担額の合算」-「高額療養費として支給された額」が144,000円を超える

※令和6年8月1日~令和7年7月31日

申対象者は1月に送付した申請書を保険課に提出

備オンラインからも申請書を提出することができます。ぜひ活用してください。

問保険課

TEL06-6992-1545



お知らせ

高額介護合算療養費の支給申請

対世帯の医療保険と介護保険の自己負担額-「世帯の自己負担限度額」-(高額療養費※)が500円を超える人
※高額療養費の支給を受けることができる場合は、高額療養費の額を差し引く。

注70歳未満の国民健康保険加入者は、自己負担額21,000円以上のものに限る。
医療保険と介護保険のどちらかの自己負担額が0円の場合は対象外。

合算対象期間

令和6年8月1日~令和7年7月31日(1年間)

国民健康保険加入者

2月に送付する申請書を保険課に提出またはオンライン申請

後期高齢者医療制度加入者

3月上旬に送付する申請書を大阪府後期高齢者医療広域連合に郵送または保険課に提出

注合算対象期間(令和6年8月1日~令和7年7月31日)に国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入・転入した人は、申請できる場合があります。詳しくは問い合わせください。

備自己負担限度額は所得区分により異なりますので詳しくはホームページをご覧ください。



国民健康保険



大阪府後期高齢者医療広域連合

国民健康保険の問い合わせ

問保険課

TEL06-6992-1545

後期高齢者医療制度の問い合わせ

問大阪府後期高齢者医療広域連合

TEL06-4790-2031